

 インテックスビジョンのご案内
Information Guide for INTEX VISION

2026/3/01



利用料金 (税込)

貸切使用	<p>■一般利用(主催者コンテンツ放映) 275,000円/日</p> <p>■商用利用(出展者等への転貸利用) 550,000円/日</p> <p>※放映時間は展示館利用時間に準ずる。</p>	
スポット使用 (開会式等)	■110,000円/時	
有料企業広告	<p>■1本15秒CM枠</p> <p>1ヵ月: 330,000円 6ヵ月: 990,000円 1年: 1,320,000円</p>	<p>■1本30秒CM枠</p> <p>1ヵ月: 495,000円 6ヵ月: 1,485,000円 1年: 1,980,000円</p>



基本仕様

画面仕様	サイズ: 3.84m(H) × 6.72m(W) [304型]、アスペクト比: 9:16
放映頻度	会期中、展示会の開催時期により変動します。(施設案内を30分に1回のサイクルで差し込みます)
入稿形態 (放映スタイル①の場合)	動画(MP4【H264】)、静止画(jpg,png) ※複数の映像を放映する場合、1本の連続した動画映像として入稿してください。

※同日開催の複数の主催者様からの利用申込がある場合は先着順とし、ご利用をお断りする場合があります。

放映スタイル

①インテックス大阪が放映(映像データ提出)

放映2週間前までに
当財団担当部署へお申し込み



放映7日前までに
入稿(最終データ)



放映

※放映のデータは担当者または下記メールアドレス宛にお送りください。
映像編集は承っておりませんので必ず最終データをお送りください。

②主催者が放映(機材持込)

前日リハーサル
9~17時で1時間以内



放映

※時間の超過や時間外は別途料金が発生することがあります。
機材を持ち込んで放映される場合は、SDI入力となります。

放映内容

放映できる映像は、当日開催される展示会の主催者による開催告知や、出展社による出展商品などのPR映像に限られます。放映データについては、主催者が取りまとめ、一括してご提出いただきますようお願いいたします。

以下の項目に該当する映像は、放映することができません。

- ① 当日開催されるイベントに関する以外の広告。
- ② 関係法令に違反するもの。
- ③ 第三者の権利・利益を侵害する、又は侵害する恐れがあるもの。
- ④ 公序良俗に反し、社会的非難を受ける恐れがあるもの。
- ⑤ その他、当財団が不適当と判断するもの。

事前審査

放映希望日の7日前までに映像素材を当財団担当部署にメールで提出してください。

提出された映像は、放映内容や入稿形態等を基に、当財団にて審査を行います。

審査の結果、放映ができない場合があります。

また、放映回数の確保のため、放映できるコンテンツ数に制限がかかることもございます。

複数お申込みがある場合は先着順とし、ご利用をお断りする場合がありますので、予めご了承ください。

利用対象者

- ① 主催者
展示ホールおよび会議施設等につき、当財団と利用契約を締結されている主催者に限ります。
- ② 出展者(主催者からの転貸利用)
※主催者が取りまとめ、一括して当財団へ利用申込をした場合に限ります。

利用承認の取消

次の各号のいずれかに該当する場合には、当財団は主催者(利用者)に連絡することなく直ちにインテックスビジョンの利用申し込みの承認の取り消すことができます。

- ① 申し込み内容に誤りがあったとき。
- ② 放映内容が上記「放映内容」の放映することができない内容であることが判明したとき。
- ③ 定められた期日までに利用料金を支払わないとき。
- ④ 社会規範・公序良俗に反する言動や、当財団、主催者、出展者、または来場者に迷惑を及ぼす言動があったとき。

放映の中止

次の各号のいずれかに該当するとき、直ちに当財団は主催者(利用者)に連絡することなくインテックスビジョンでの放映を中止する場合があります。

- ① インテックスビジョンおよび周辺装置に障害が生じたとき。
- ② 災害その他不可抗力によって、インテックスビジョンが利用できないとき。
- ③ その他施設の管理および運営上、やむを得ない理由が発生したとき。

免責および賠償

- ① インテックスビジョンの利用申し込みの取消及び利用申し込みの承認の取消に伴う利用者の損害について、当財団は賠償の責任を負いません。
- ② 映像放映の中止に伴う利用者の損害について、当財団は賠償の責任を負いません。ただし、この場合、前項の規定にかかわらず、当財団はすでに受け取った利用料金のうち、利用できなかった日数分(スポット使用の場合には時間分)に相当する金額を、利用者に返還するものとします。返還は、事後精算として実施される場合があります。
- ③ 映像放映に伴い、当財団又は第三者に損害を与えたときは、利用者は当財団または第三者に対しその賠償の責任を負うものとし、当財団は第三者に対し一切の責任を負いません。
- ④ 利用者が第三者と締結した契約に関しては、当財団は一切の責任を負いません。

利用料金の返還

既に支払われた利用料金の返還は、理由の如何を問わず行いません。

(「免責および賠償」の②の場合は除きます)

お問合せ